

## 各部会（「賢明な利活用検討部会」「遊水地保全・再生検討部会」） の取り組み報告について

### ●平成 26 年度

- ① 7/25 第 1 回合同（「賢明な利活用検討部会」「遊水地保全・再生検討部会」）部会  
（議長・部会長 小山市）
  - ・部会長として小山市渡良瀬遊水地ラムサール推進室長、栃木市総合政策課ワイズユース担当主幹を選出
  - ・部会の運営については、小山市・栃木市・利根川上流河川事務所地域連携課にて行う
  - ・渡良瀬遊水地周辺 4 市 2 町より、渡良瀬遊水地の将来ビジョンについて情報提供
- ② 8/27 第 2 回合同（「賢明な利活用検討部会」「遊水地保全・再生検討部会」）部会  
（議長・部会長 栃木市）
  - ・部会の運営については、小山市・栃木市交互で行う
  - ・各構成員より情報提供（活動内容・意見等）
- ③ 9/24 第 3 回合同（「賢明な利活用検討部会」「遊水地保全・再生検討部会」）部会  
（議長・部会長 小山市）
  - ・各部会のテーマ整理（2 グループに分かれて議論）
  - ・栃木県より情報提供（10/19 開催 渡良瀬遊水地外来植物除去活動）
- ④ 10/21 第 1 回 賢明な利活用検討部会  
（議長・部会長 栃木市）
  - ・部会の方向性、今後話し合うテーマについて、9/24 結果を踏まえて議論
- ⑤ 11/26 第 2 回 賢明な利活用検討部会  
（議長・部会長 小山市）
  - ・グループワークによる現状分析、今後話し合うテーマの整理
  - ・安全対策を含めた利用ルールをテーマに進めていくことを決定
- ⑥ 2/25 第 3 回 賢明な利活用検討部会  
（議長・部会長 栃木市）
  - ・安全対策を含めた利用ルール作りに関する調査結果
  - ・マナーパンフレットたたき台を基に議論
- ⑦ 3/25 第 4 回 賢明な利活用検討部会  
（議長・部会長 小山市）
  - ・マナーパンフレットに関するグループワークにてサンプル版を作成、G・W中に配布することを決定

## ●平成 27 年度

- ⑧ 5/3 マナーパンフレット（サンプル版）配布（※ 協議会としての活動）
  - ・ 渡良瀬遊水地内 5ヶ所において、パンフレット約 700 枚を配布
  
- ⑨ 6/24 第 4 回合同（「賢明な利活用検討部会」「遊水地保全・再生検討部会」）部会（議長・部会長 栃木市）
  - ・ マナーパンフレット（サンプル版） 配布結果報告
  
- ⑩ 7/22 第 5 回合同（「賢明な利活用検討部会」「遊水地保全・再生検討部会」）部会（議長・部会長 小山市）
  - ・ マナーパンフレット アンケート結果報告（費用、制作時期 等）
  - ・ マナーパンフレットは、今年度に限り利根川上流河川事務所で費用負担し、所定の枚数を印刷の上、各団体へ配布

## 平成26・27年度 部会活動実績及び予定表(案)

年 月		平成26年									平成27年			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
渡良瀬遊水地保全・利活用協議会					25日										
検討部会	賢明な利活用		28日 (準備会)		① 25日	② 27日	③ 24日	(1) 21日	(2) 26日			(3) 25日	(4) 25日	第4 水曜日	
	遊水地 保全・再生														〃
	人々の交流・ 教育・普及啓発														〃
	地域振興														〃

年 月		平成27年									平成28年			備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
渡良瀬遊水地保全・利活用協議会			3日 (配布活動)			3日								
検討部会	賢明な利活用			④ 24日	⑤ 22日									第4 水曜日
	遊水地 保全・再生						(1) 30日							〃
	人々の交流・ 教育・普及啓発													〃
	地域振興													〃

※ 日付が複数の部会にまたがっているもの → 「合同部会」として開催

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会 第3回合同部会 分類結果一覧 (平成26年9月24日開催)

分類結果(賢明な利活用検討部会)

利用	全体計画	安全対策
ワイズユース	全体的な計画の策定	安全対策
第2調節池湿地再生化の利用	協議会の主な目的を整理してからスタートして欲しい。(例)遊水地の利用者を増加したい	地域連携による安全対策
自然環境を生かした利用		関係者協力安全対策
年度における各自治体、民間団体のスケジュールを統一できる事務局(アクリさん)がまとめて公開してほしい		自転車、歩行者の区割の徹底
		緊急時の連絡先

連携・協力	ルール
湿地保全への各自治体の協力体制	利用ルール(マナー、モラル)
4県4市2町の緊密な連携(一体化)	環境に配慮した利用ルール
関係者の協力体制	遊水地利用のルール作り
自治体の連携強化(各市町村)	レクリエーション等の利用と野生生物保護に関するルールづくり
渡良瀬遊水地利用、活性化等の組織の統一化が望ましい。	自転車・各種スポーツの利用に関する基本的なルールづくり
渡良瀬遊水地の将来像を全体で話し合い共通認識をもつ	鳥類、植物、昆虫等の観察マナーの徹底

## 分類結果(遊水地保全・再生検討部会)

湿地保全再生	野生生物	治水・利水
湿地保全	多様な生物(動物、植物、魚類、昆虫類など)が生息できる多様な自然環境の促進(維持は勿論)	治水、利水
湿地の保全	動植物の保全活動	利水(水路拡大)
湿地環境の保全・再生の検討	生物多様性の保全	治水を守ることを第1とする
湿地の保全メンテナンス管理方法	希少種の保全	遊水地内掘削による治水容量の確保を早急に事業を進める事
掘削後の湿地の維持、管理	貴重植物の保存エリアの確保	思川上流の整備
遊水地内で行われている湿地再生事業から、その保全についての全体計画(第2調節池内)	野生生物保全のための立ち入り禁止区域の設定	思川堤防の強化
湿地再生をどう進めていくか(急を要する)	野生生物に課する負荷を軽減	思川、巴波川堤防、拡腹強化堤防上避難場所、緊急時の
外来種植物の駆除	貴重動植物保全区域へ検討	堤防の強化(思川、巴波川)
地域の人々の湿地の保全・再生への参加を	水鳥を増やす方策の検討	災害時の防災ステーション設置
ヨシ焼	遊水地内の生物の現状目録化	治水のための防災センターは各自治体でどのように進めているか(4市2町)の全体像
	1ha観察コースの策定	排水機の補修又は新規設置
	湿地再生実施地の「生きもの調査」を続ける	
	パトロール(各県の鳥獣保護員の活用を含む)	
	盗損対策、監視、巡視等	
	野生生物の対策	
	野生生物、植物の外来種や、哺乳動物(イノシシ)等に対する対応	
	有害動物の扱い	
	野生動植物保護に関する部会の設置	

両立	エコミュージアム	環境保全
治水と自然の保護	エコミュージアム	ゴミ対策
工事の実施に当たっての関係者の協議が出来るシステムづくり	エコミュージアム	計画的なクリーン作戦の実施
	エコミュージアムのセンター設置について	
	「渡良瀬遊水地エコミュージアム」を考える	

## 分類結果(人々の交流・教育・普及啓発検討部会)

情報	人材育成	学習
利活用の情報の統一(例)年間利用、イベント情報	普及啓発のための人材育成	遊水地の環境学習
Webサイトの制作(情報発信)情報一元化	指導者の育成	渡良瀬遊水地環境学習プログラム(ネイチャーゲーム)
主要イベントの情報一元化	指導者の育成ボランティア	環境学習の充実(講師等の確保育成)
情報の収集と効果的な発信について	来遊者の対応、案内等の充実(ガイドの育成)	多様な自然環境が多様な生物の推進につながり、それが人間社会を豊かにすることにつながることを実感する体験活動の促進・実施
案内のネットワーク化(連絡網)	問合せに対応出来る人材の養成	教育の為としての活用
観察(日時の調整)野鳥、植物	ボランティアガイドの養成の仕方	教育・普及啓発のために教材作り
ガイドマップ(遊水地全体+周辺地域)	観察会等の指導者のネットワーク	資料等の整備
渡良瀬遊水地ガイドブック	2020年に向けての外国人対策(案内)	遊水地の歴史(学習)
統一パンフレット英語版等	渡良瀬遊水地ガイド(ホームページ版)(広報活動)	遊水地の歴史を忘れないようにどうしたら良いか話し合う
情報提供の場(ビジターセンター)の整備	過去、現在、未来、を若者に関心を持たせる	遊水地の歴史
ビジターセンターの場をどうするか	遊水地を守っていく人々を育てるためにどのようにしたら良いか考える。話し合う。	水塚、揚舟等利用した防災教育
小学生等の自然学習宿泊施設の設置		地域の小学生に対する治水・利水の学習
野生動物・植物の博物館も兼ねる		
各エントランス		
行事(掲示板設置)		
協同		

その他	イベント
子どもの遊び場	スポーツイベント
来訪者への対応向上(サイン計画、イベント等PR)	レクリエーションや大会
自治体役員の継続的な会員体制	市民に対し、広く知ってもらおう機会の実施

## 分類結果(地域振興部会)

観光	産業	アクセス・道路
エコツーリズム	ヨシ利用	アクセス道路ネットワーク化
観光	ヨシの新たな利用	遊水地利用する為の道路作る
		野渡橋の通行が出来る事
		小山方面より遊水地内に入る道路の拡張、補修等
		アクセス道路の一部に渡舟を導入
		回遊性の向上(サイクリングロードの連携等)
		遊水地内道路案内(サイン)
		道案内、看板類の整備



### ラムサール条約登録湿地「渡良瀬遊水地」

渡良瀬遊水地は、栃木・群馬・茨城・埼玉の4県の県境にまたがる面積約3,300haのわが国最大の遊水地で、本州以南最大のヨシ原が広がっています。

渡良瀬遊水地は、洪水時の水を一時的にため水害を防ぐ治水と、ハート形の谷中湖に水をためて都市用水を供給する利水の役割を担っており、私たちの生活に大きな役割を果たしています。また、本州以南最大の湿地に絶滅危惧種約180種を含むたくさんの動植物が生息・生育する自然の宝庫となっています。

このことから、平成24年7月3日、治水・利水と自然保全を両立することを前提に、ラムサール条約湿地に登録されました。

### ラムサール条約とは

正式には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。1971年にこの条約が結ばれたイランの町の名前をとって「ラムサール条約」と呼ばれています。

水鳥や魚などの生きものだけでなく、私たち人間にとっても重要な湿地を守るための条約です。また、湿地の保全だけでなく、湿地の持続可能な利用をしていこうという「ワイズユース(賢明な利用)」と「CEPA(セパ:交流・学習・普及啓発)」を提唱しています。

### マナー作成の経緯

広大な自然環境をもつ渡良瀬遊水地では、植物や野鳥、昆虫などの自然観察や学習会などが頻りに行われています。

渡良瀬遊水地には、年間約100万人の方が訪れており、谷中湖周辺を中心としてジョギングや自転車などの利用、水上ではカヌーやヨット、ボートなど、上空では熱気球やスカイダイビングなど、幅広く利用されています。

そこで、渡良瀬遊水地の貴重な自然を保全し次世代に引き継ぐため、また渡良瀬遊水地を訪れるたくさんの方が安全に渡良瀬遊水地を利用できるよう、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会において意見を交換し、「渡良瀬遊水地 環境の保全と安全な利用のためのマナー」としてまとめました。

### 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会とは

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録をふまえ、湿地の「保全」と「賢明な利用」に向けて、遊水地の歴史を踏まえつつ、治水機能の向上、積極的な自然環境の保全再生、様々な利活用の促進、地域振興を図るため、関係機関や周辺住民・利用者等が十分に対話を行うことを目的に設立された協議会です。

#### 【関係機関名】

- 古河市企画課
- 栃木市遊水地課
- 小山市渡良瀬遊水地ラムサール推進課
- 野木町政策課
- 板倉町企画財政課
- 加須市環境政策課
- 環境省関東地方環境事務所野生生物課
- 国土交通省利根川上流河川事務所調査課
- (一財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団

#### 【当パンフレットへのご意見・ご感想など】

国土交通省利根川上流河川事務所調査課

TEL:0480-52-3958

FAX:0480-52-9046

メールアドレス:tonejo-chiiki@ktr.mlit.go.jp

平成27年〇月作成

ラムサール条約登録湿地

# 渡良瀬遊水地

## 自然と人にやさしい

## 10のマナー

～環境の保全と安全な利用のために～



### 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会



# ラムサール条約登録湿地 渡良瀬遊水地 自然と人にやさしい10のマナー ～環境の保全と安全な利用のために～

渡良瀬遊水地には、貴重な湿地環境が残され、たくさんの生きものたちが暮らしています。また、その豊かな自然と結びついた人々の文化・歴史があります。そして、たくさんの人々が癒しやレジャーを求めて渡良瀬遊水地を訪れています。渡良瀬遊水地を訪れるみんなが、「自然と人にやさしい利用」を心がけましょう。



渡良瀬遊水地のシンボルバード「チュウヒ」



日本で一番自由な空

## マナー1 動植物は持ち出さない、持ち込まないようにしましょう

渡良瀬遊水地の中だからこそ生息・生育している動植物が数多くあります。むやみな動植物の採取、捕獲は行わないでください。

また、渡良瀬遊水地の生態系のバランスや貴重種を守るため、外来の魚など動植物の持ち込みはやめましょう。

## マナー2 野鳥に配慮しましょう

渡良瀬遊水地には、チュウヒやオオセッカなど希少鳥類を含むたくさんの野鳥が生息しています。野鳥観察や撮影をするときは、大声を出さないなど野鳥たちの生活をおびやかさないよう、注意しましょう。

## マナー3 野生動物に餌をあげないようにしましょう

野生動物に餌をあげると、自分で餌をとらなくなったり、食べ物を持った人を襲うようになってしまいます。野生動物に出会っても、餌を上げないようにしましょう。



ごみを捨てないで！  
(袋をくわえたタヌキ)

## マナー4 ごみは持ち帰りましょう

ごみの投げ捨ては、景観を損ねるだけでなく、野生動物の食性や行動に悪影響を与えます。次に渡良瀬遊水地に来る人とそこに暮らす野生動物たちのために、ごみは持ち帰りましょう。

## マナー5 火の取り扱いに注意しましょう

火災の危険があるため、タバコの火の投げ捨ては止めましょう。また、特に、冬期は空気が乾燥するため、火の取り扱いには十分注意しましょう。



本州以南最大の約1,500haのヨシ原



オオセッカ

タチスミレ



## マナー6 十分な事前準備をしましょう

渡良瀬遊水地では、その利用方法を間違ってしまうケガや重大な事故につながるおそれがあります。散策や自然観察、スポーツ・レジャーに適した服装、装備を用意しておくほか、事前に周辺の医療機関や緊急時の連絡先などを確認しておきましょう。

## マナー7 安全を確保して活動しましょう

自然観察や写真撮影などを行うときは、常に周囲の状況に気を配り、自身の安全確保に努めるとともに、他の利用者や車両等の妨げとならないようにしましょう。また、スズメバチやイノシシなどの危険生物にも注意しましょう。

## マナー8 安全・快適・公平なスポーツ利用やレジャーを心がけましょう

スポーツやレジャーは定められた利用期間・時間、利用エリアで、他の利用者の安全に十分配慮して行いましょう。※詳しくは、渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会作成「渡良瀬遊水地利用ルール＆マナー」をご覧ください。

QRコード(スマートフォン用)  
渡良瀬遊水地利用ルール＆マナー  
※緊急時の連絡先掲載



## マナー9 自転車などは安全に走行しましょう

自転車などの高速走行は大変危険です。散策や観察等いろいろな目的で多数の方が利用しています。事故防止のため他の利用者へ十分配慮し、急な飛び出しにも即座に対応できる速度で走行しましょう。

## マナー10 自動車運転マナーを徹底しましょう

歩行者や自転車等の安全に十分配慮しながら、安全なスピードで走行しましょう。駐車するときは、駐車場を利用し、やむを得ず道路に駐車する場合は、片側に駐車し、通過車両の妨害とならないようにしましょう。

また、渡良瀬遊水地に生息・生育している動植物などに悪影響を与えないよう、道路以外の土地に入らないようにしましょう。